

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

08

2023

熱中症がもっとも心配な季節になりました。皆様、お気をつけください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



児童手当と扶養控除

- ◆敷地内に放置された自動車、どうしたらよい？
- ◆パートタイマーを社会保険に加入させることで支給される助成金
- ◆中小企業経営者の4割が取り組むリスクリング

児童手当と扶養控除

6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」には、2030年（令和12年）に向けた具体的な施策が掲げられています。ここに記載されている児童手当の拡充と扶養控除について確認します。

児童手当の拡充

今後3年間の集中的な取組として掲げられた「加速化プラン」の具体的な施策として、児童手当の拡充があります。現在との比較を表にすると、次のとおりです。

【児童手当】

（単位：万円、月額）

| | | 現在 | 拡充案 |
|--------|-------|-----|-----|
| 0～2歳 | 第1,2子 | 1.5 | 1.5 |
| | 第3子以降 | | 3 |
| 3歳～小学生 | 第1,2子 | 1 | 1 |
| | 第3子以降 | 1.5 | 3 |
| 中学生 | 第1,2子 | 1 | 1 |
| | 第3子以降 | | 3 |
| 高校生* | 第1,2子 | — | 1 |
| | 第3子以降 | | 3 |
| 所得制限 | | あり | なし |

… 拡充される部分

(※)18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者

現在、主たる生計者の年収が一定額以上になると、支給額が減額または支給対象外となる所得制限について、これを撤廃して全員に減額なく給付することとし、支給期間について上表のとおり高校生まで延長する拡充案が示されています。

また、子が3人以上の世帯への経済的支援として、第3子以降の児童手当を3万円へ増額する案も掲げられています。

扶養控除との関係

この支給期間の延長に対して、次の一文が脚注に記載されています。

その際、中学生までの取扱いとのバランス等を踏まえ、高校生の扶養控除との関係をどう考えるか整理する

これは、こども手当（現在の児童手当）の創設に伴い、年少扶養親族（0～15歳）に対する扶養控除が平成22年度税制改正で廃止されたことを思い起こさせます。また、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されたのも同時期です。

これらが廃止されたことで一定の子育て世帯の負担増が問題視されていますが、同等の見直しが検討されようとしています。

【扶養控除（現在）】

（単位：万円）

| 扶養親族の年齢 (その年の12月31日 現在の年齢) | 控除額 | |
|----------------------------------|---------|---------|
| | 所得税 | 住民税 |
| 0～15歳 | — | — |
| 16～18歳 | 38 | 33 |
| 19～22歳 | 63 | 45 |
| 23～69歳 | 38 | 33 |
| 70歳以上 | 48 (58) | 38 (45) |

()内は同居老親等の場合の控除額

児童手当の拡充は、令和6年度中の実施が検討されるようですので、令和6年度税制改正で扶養控除が見直される可能性があります。

敷地内に放置された自動車、 どうしたらよい？

所有地内に見知らぬ車が放置されていたら……。対処方法をQ&A形式で確認します。

Q.

数日前から、会社の駐車場に所有者不明の自動車が停められています。気味が悪いですし、駐車場も使えず困っています。

どうしたらよいのでしょうか？

まず、ご自身の判断で放置車両を移動・撤去することはお止めください。車両所有者から損害賠償請求を受けるリスクが生じます。

対処するための手続きをご案内します。

まずは張り紙と警察への相談

まず張り紙等の方法で、所有者に任意の移動・撤去を求めます。

他方で、盗難車である可能性もありますので、警察へ相談し、盗難車としての登録がないか確認してもらいましょう。盗難車であることが判明した場合、対応は警察に任せることになります（多くの場合、警察署にレッカー移動され、撤去されます）。

所有者を調べ、撤去を促す

盗難車としての登録がなかった場合は、運輸支局への照会や弁護士照会により所有者を調査し、判明した所有者に対し、車両撤去を促すことになります。

協議によっても撤去されない場合には、車両所有者に対して、土地明渡請求と賃料相当額の損害賠償請求を提起することになります。相

手方の所在が分からなければ公示送達等を活用することも考えられます。

それでも撤去されなければ

勝訴した後、それでもなお、車両の移動・撤去が行われない場合には、強制執行手続を申し立てます。その一つの方法として、当該車両を競売にかけ、上述の「損害賠償金」を回収する方法が考えられます。この競売で当該車両を第三者に落札してもらうか、自身が落札するかの方法により、車両の所有権を移転し、撤去することになります。

車両が無価値の場合、競売は実施できないため、不動産明渡執行により車両を撤去することになります。この場合、車両の廃棄は申立人自身が行わなければなりません。

所有者が分からない場合は？

所有者が判明しない場合は、無主物の取得（民法第239条）により、当該車両をご自身で取得したものとした上で、撤去・廃棄する方法があります。

以上が大まかな流れとなります。

放置車両の移動・撤去には、多大な時間や費用の負担が生じることがあります。そのため、日頃から放置されないようにしておくことが大切です。防犯カメラやフェンスを設置する、敷地内をこまめに清掃するなど、適切な管理を継続することが、一番の対策になります。

パートタイマーを社会保険に加入させることで支給される助成金

昨年10月から従業員数*101人以上の会社について、週所定労働時間が20時間以上等の要件を満たしたパートタイマーも社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入することとなりました（社会保険の適用拡大）。そして、来年10月には従業員数51人以上にまで適用が拡大されます。今回は、この社会保険の適用拡大に関連した助成金を取り上げます。

（※）実際には「厚生年金保険の被保険者数」で判断されます。

短時間労働者労働時間延長コース

キャリアアップ助成金の「短時間労働者労働時間延長コース」は、有期雇用労働者やパートタイマー等の非正規労働者について、週所定労働時間を延長することにより、その従業員を新たに社会保険の被保険者とした場合に、事業主に対して助成が行われるものです。

支給要件

支給するための流れは以下のとおりです。

① キャリアアップ計画の作成・提出

労働時間の延長等の措置を実施する前日までに「キャリアアップ計画」を作成し、労働局へ提出する。

② 労働時間の延長等

有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長する。または1時間以上3時間未満延長するとともに基本給を増額する。

③ 社会保険の適用

労働時間を延長等し、新たに社会保険の被

保険者となった有期雇用労働者等を、延長後6ヶ月以上継続して雇用し、6ヶ月分の給与を支給する。

支給額

支給額は以下の2種類に分かれています。

1. 週所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合

| 企業規模 | 支給額 |
|------|----------|
| 中小企業 | 237,000円 |
| 大企業 | 178,000円 |

2. 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長し新たに社会保険に適用した場合

| 企業規模 | 延長時間 | 1時間以上 2時間未満 (10%以上増額) | 2時間以上 3時間未満 (6%以上増額) |
|------|------|-----------------------------|----------------------------|
| | 中小企業 | | 58,000円 |
| 大企業 | | 43,000円 | 88,000円 |

いずれも1人当たりの助成額（1.と2.合わせて、1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は45人）です。

この助成金は、社会保険への加入義務が生じていない従業員について社会保険への加入を後押しするためのものです。そのため、すでに社会保険への加入義務が生じている従業員について、労働時間を延長しても支給対象とはなりません。来年9月30日まで支給額の増額等が行われていますので、助成金を活用される場合には早めの対応が望まれます。

中小企業経営者の4割が取り組む リスクリング

業務で必要となる新しい知識や技術を学ぶことを意味する、“リスクリング”が注目を集めています。ここでは、今年4月に発表された中小企業白書*から、中小企業経営者（以下、経営者）のリスクリングへの取組状況などをみていきます。

4割が取組中と回答

上記白書から、リスクリングに取り組んでいる経営者の割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】リスクリングへの取組状況（%）

| | |
|------------------------|------|
| 取り組んでいる | 44.6 |
| 取り組んでいないが、数年のうちに取り組みたい | 39.3 |
| 取り組んでおらず、今後も取り組む意向はない | 16.1 |

中小企業庁「2023年版中小企業白書」より作成

リスクリングに取り組んでいる経営者は、44.6%となりました。反対に、今後も取り組む意向はないとする割合は16.1%にとどまっています。数年のうちに取り組みたいとする割合も含めて、8割以上の経営者がリスクリングに前向きであることがうかがえます。

書籍やセミナー受講が中心

次に、リスクリングに取り組んでいる経営者の具体的な取組内容をまとめると、表2のとおりです。

書籍・セミナー受講等による知識の収集が75.2%、次いで、社外での勉強会への参加が57.4%となりました。経営者のリスクリングは、外部からの知識の収集が中心的な取組となっています。

【表2】リスクリングの取組内容（複数回答、%）

| | |
|-----------------------------------|------|
| 書籍・セミナー受講等による知識の収集 | 75.2 |
| 社外での勉強会への参加 | 57.4 |
| 新しいツール・設備の導入やプロジェクトを通じた学習と実践機会の確保 | 35.3 |
| 新しいスキルに関する資格取得 | 27.2 |
| 社内での勉強会への参加 | 26.5 |
| 大学での講座受講・学位取得 | 2.4 |
| その他 | 2.5 |

中小企業庁「2023年版中小企業白書」より作成

業績の向上にも寄与

白書によると、経営者がリスクリングに取り組んでいる企業の方が、取り組んでいない企業に比べて売上高増加率の水準が高くなっているということです。

また、経営者がリスクリングに取り組んでいる企業の方が、取り組んでいない企業よりも、従業員に対してリスクリングの機会を提供している割合が高いという結果も出ています。こうした取組が業績の向上にも寄与していることがうかがえます。

リスクリングへの取組に関連した助成金が創設されるなど、国もリスクリングを推進しています。従業員はもちろん、経営者もリスクリングに取り組む価値があるようです。

*中小企業庁「2023年版中小企業白書」

ここで紹介したデータは、白書 221～227 ページで紹介された調査結果（回答数 2,709）によるものです。ここでのリスクリングは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要とされるスキルを獲得することをいいます。詳細は次の URL のページから確認いただけます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2023/PDF/chusho.html>

デジタルツールの活用状況

コロナ禍でテレワークを導入する企業が増えました。それに伴い、様々なデジタルツールの導入が進みました。ここでは、今年3月に発表された調査結果*から、企業におけるデジタルツールの活用状況をみていきます。

3割以上の企業が活用中

上記調査結果から、企業規模別にデジタルツールの活用状況をまとめると、表1のとおりです。

【表1】 デジタルツールの活用状況 (%)

| | 活用している | 活用していない |
|----------|--------|---------|
| 1~19人 | 31.2 | 68.8 |
| 20~99人 | 43.1 | 56.9 |
| 100~299人 | 53.1 | 46.9 |
| 300~999人 | 60.0 | 40.0 |
| 1,000人以上 | 65.1 | 34.9 |

国土交通省「令和4年度のテレワーク人口実態調査調査結果」より作成

デジタルツールを活用している割合は、1~19人規模では3割程度ですが、規模が大きくなるにつれて高くなり、100人以上の規模になると、50%を超えています。

進むWeb会議ツールの活用

次に、デジタルツールの種類別の活用状況をまとめると、表2のとおりです。

すべての企業規模で、「Web会議ツール」の活用割合が最も高くなりました。1,000人以上では50%を、100~299人と300~999人で40%を超えています。次いですべての規模で、「チャット、SNS」、「業務用スマートフォン、タブレット端末」の順で高い状況です。「勤怠管理ツール、グループウェア」は100人以上の規模で10%を超えていますが、99人以下の規模では1桁台となり、ファイル共有ツールより活用割合が低くなっています。

自社に適したデジタルツールを活用し、さらなる生産性向上に努めてはいかがでしょうか。

【表2】 企業規模・ツール別のデジタルツール活用状況 (複数回答、%)

| | 1~19人 | 20~99人 | 100~299人 | 300~999人 | 1,000人以上 |
|---------------------------|-------|--------|----------|----------|----------|
| Web会議ツール (Zoom等) | 18.8 | 30.3 | 40.1 | 46.3 | 50.2 |
| チャット (Teams等)、SNS (LINE等) | 12.0 | 17.5 | 23.4 | 26.0 | 34.8 |
| 業務用スマートフォン、タブレット端末 | 6.9 | 11.2 | 15.0 | 17.5 | 21.9 |
| 勤怠管理ツール、グループウェア | 3.7 | 7.8 | 13.6 | 16.6 | 19.5 |
| ファイル共有ツール | 6.6 | 9.4 | 11.0 | 13.4 | 17.3 |
| 電子決裁ツール | 2.3 | 4.2 | 7.4 | 10.3 | 15.4 |
| プレゼンス (在席状況)管理ツール | 1.0 | 1.3 | 1.6 | 2.4 | 3.1 |
| メタバース、アバター等 | 0.8 | 1.1 | 1.6 | 1.6 | 1.9 |
| その他 | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.3 |

国土交通省「令和4年度のテレワーク人口実態調査 調査結果」より作成

*国土交通省「令和4年度テレワーク人口実態調査」

今年3月末に発表された、全国の就業者約4万人を対象にした調査です。ここでのデータは、民間会社、官公庁、その他の法人・団体の正社員・職員、及び派遣社員・職員、契約社員・職員、嘱託、パート、アルバイトを本業としていると回答した人約3.6万人が、勤務先のデジタルツールの活用状況を回答したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。 https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/telework_index.htm

8月は、夏季休暇を実施する企業が多いため、休暇スケジュールを確認し、発注や納期ミスなどがないようにしましょう。

01 個人事業者の税金の納付

8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。

納税する方は資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気をつけましょう。

また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

- 例
- ・ 個人事業税（第1期分）
 - ・ 個人都道府県民税・市町村民税（第2期分）

02 随時改定の反映（4月昇給の場合）

随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

03 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した事業所においては、今月の源泉徴収所得税の納付の際に賞与の所得税も納付することを忘れないようにしましょう。

04 熱中症対策

引き続き熱中症対策が重要になります。具体的な対策については、厚生労働省等からリーフレットが発行されていますので、これらを参考に対策を行いましょう。

05 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する前の諸業務の再確認をしましょう。

◆ 配達物の扱い

休暇中の郵便物の配達を休止する場合は、手続きを怠らないようにしましょう。

◆ 福利厚生の管理

休暇中の従業員の慶弔見舞に関する連絡網を整えて、従業員へ周知しましょう。

◆ パソコン等のデータバックアップ

休暇中にパソコン等に不具合が生じる恐れもあります。特に休暇前は必ずデータのバックアップを行うように、従業員へのアナウンスを行いましょう。その際にはデータバックアップ先の容量確保も必要です。アナウンス前には、必ず容量を確保しておきましょう。

事業服や作業服などを配布している企業は、秋の衣替えの時期に備えて在庫を確認し、一斉に渡せるように事前準備が必要です。

熱中症になりやすい季節です。政府のガイドラインなども参考にしながら、従業員の健康管理を行っていきましょう。

| 日 | 曜日 | 六曜 | 項目 |
|----|----|----|---|
| 1 | 火 | 友引 | |
| 2 | 水 | 先負 | |
| 3 | 木 | 仏滅 | |
| 4 | 金 | 大安 | |
| 5 | 土 | 赤口 | |
| 6 | 日 | 先勝 | |
| 7 | 月 | 友引 | |
| 8 | 火 | 先負 | 立秋 |
| 9 | 水 | 仏滅 | |
| 10 | 木 | 大安 | ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（7月分） |
| 11 | 金 | 赤口 | 山の日 |
| 12 | 土 | 先勝 | |
| 13 | 日 | 友引 | |
| 14 | 月 | 先負 | |
| 15 | 火 | 仏滅 | |
| 16 | 水 | 先勝 | |
| 17 | 木 | 友引 | |
| 18 | 金 | 先負 | |
| 19 | 土 | 仏滅 | |
| 20 | 日 | 大安 | |
| 21 | 月 | 赤口 | |
| 22 | 火 | 先勝 | |
| 23 | 水 | 友引 | 処暑 |
| 24 | 木 | 先負 | |
| 25 | 金 | 仏滅 | |
| 26 | 土 | 大安 | |
| 27 | 日 | 赤口 | |
| 28 | 月 | 先勝 | |
| 29 | 火 | 友引 | |
| 30 | 水 | 先負 | 防災週間（～9月5日まで） |
| 31 | 木 | 仏滅 | ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（7月分） ●個人の県民税・市町村民税の納期限（第2期分）※市町村の条例で定める日まで ●個人の事業税の納期限（第1期分）※各都道府県の条例で定める日まで |